

独立行政法人国立文化財機構再雇用職員の就業に関する規則

平成19年4月1日

国立文化財機構規程第13号

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立文化財機構職員就業規則（以下「就業規則」という。）第20条の規定に基づき、同規則第17条に定める定年により退職した職員、又は満60歳に達した以後、定年に達する前に退職をした職員の再雇用に関する必要な事項を定めることを目的とする。

2 再雇用職員の就業に関し、労働協約、労働契約及びこの規程に定めのない事項については、労基法、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）、独立行政法人国立文化財機構法（平成19年法律第178号）及びその他の法令の定めるところによる。

(対象者)

第2条 再雇用の対象となる職員は、再雇用する年度の前年度に定年退職した者とする。

2 再雇用を希望する職員は、再雇用開始を希望する前年の原則6月末までに所定の方法により理事長に意思表示することとする。

第3条 削除

第4条 削除

(選考基準)

第5条 第2条第1項に規定する再雇用の対象となる職員が、同条第2項の規定により再雇用を希望する意思表示を行った場合は、原則として再雇用するものとする。ただし、就業規則第21条に定める解雇事由に該当する場合はその限りではない。この場合において、就業規則第21条第1項第3号中「休職の上限期間を満了したにもかかわらず」とあるのは「定年退職する日に達したにもかかわらず」と読み替えて適用する。

2 前項の規定は、次条以下に定める任期満了後に再雇用を更新する場合において準用する。この場合において、就業規則第21条第1項第3号中「休職の上限期間」とあるのは「再雇用の期間」と読み替えて適用する。

(雇用期間及び試用期間)

第6条 再雇用された職員（以下「再雇用職員」という。）の任期は、4月1日から翌年3月31日までの1年を超えない範囲内で理事長が定める。

2 再雇用職員には、試用期間を設けないものとする。

(再雇用の終了及び更新)

第7条 第6条により定められた期間又はこの項の規定により更新された再雇用の期間が満了した場合は、当該再雇用は終了するものとする。ただし、更新を希望する場合は、第5条第2項の規定に基づき1年を超えない範囲内の期間を定めて再雇用を更新することができる。

(再雇用の上限年齢)

第 8 条 第 6 条及び前条ただし書による期間の定めの上限は、満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日を超えることはできない。

(勤務時間)

第 9 条 再雇用職員の種類は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) フルタイム職員 週 38 時間 45 分（1 日の勤務時間 7 時間 45 分）勤務で雇用される者
- (2) 短時間勤務職員 週 30 時間までの範囲で雇用される者

2 前項第 2 号に定める短時間勤務職員の勤務時間の割振りは、当該職員の属する各施設の長（本部においては理事長）が決定する。

(休暇)

第 10 条 退職後に引続き再雇用職員となった者の年次有給休暇は、当該退職時における未使用の日数とする。

2 再雇用が更新された場合の年次有給休暇は、当該更新された日の前日における未使用の日数とする。

3 再雇用職員のうち、短時間勤務職員の年次有給休暇については、勤務時間等を考慮し、20 日を超えない範囲内で、その者の勤務形態に応じて次の算式により求められる日数

- (1) 1 週間ごとの勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間数が同一である場合（同一勤務型）

$$20 \text{ 日} \times \frac{1 \text{ 週間の勤務日の日数}}{5 \text{ 日}}$$

- (2) 同一勤務型ではない場合

$$15.5 \text{ 時間} \times \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間}}{38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}} \div 7 \text{ 時間} 45 \text{ 分}$$

（1 日未満の端数は、四捨五入）

(その他の勤務時間、休暇等)

第 11 条 再雇用職員の勤務時間・休暇等に関する事項については、前条に定めるもののほか、独立行政法人国立文化財機構職員勤務時間・休暇等規程を準用する。

(給与)

第 12 条 再雇用職員の給与に関する事項については、本条に別段の定めがある場合を除き、独立行政法人国立文化財機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）を準用する。

2 再雇用職員の基本給月額並びに給与規程を準用する場合の基本給表及び職務の級の適用については、毎年度当初に別途定めるものとする。再雇用職員の給与（適用基本給表・級）は、一般職の職種に従事する場合の職務の級は一般職 2 級、研究職の職種に従事する場合の職務の級は研究職 1 級、技能・労務職の職種に従事する場合の職務の級は技能・労務職 2 級とする。ただし、理事長が特に必要と認める場合には、この限りでない。

3 再雇用職員のうち、短時間勤務職員の基本給月額は次の式により算出される。

$$\text{俸給表の「再雇用職員」の欄に定められている} \times \frac{1 \text{ 週間当たりの勤務時間（30 時間以内）}}{38 \text{ 時間} 45 \text{ 分}}$$

$$\text{再雇用職員の基本給月額} \times$$

(1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)

- 4 再雇用職員には、給与規程に規定する、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、広域異動手当、超過勤務手当、期末手当、及び勤勉手当を支給する。ただし、短時間勤務職員については期末手当及び勤勉手当は支給しない。
- 5 通勤のため交通用具等を使用する短時間勤務職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を 12 で除して得た数が、10 回に満たない短時間勤務職員に対する通勤手当の月額、通常の月額からその額に 100 分の 50 を減じて得た額とする。
- 6 短時間勤務職員の超過勤務手当については 1 日の実労働の時間が 7 時間 45 分又は 1 週間の実労働の時間が 38 時間 45 分に達するまでは、第 3 項に定める基本給月額及びこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を給与規程に規定する 1 箇月の平均所定勤務時間で除して得た額（基本給時間額）により支給し、1 日の実労働の時間が 7 時間 45 分を超えて又は 1 週間の実労働の時間が 38 時間 45 分を超えて勤務した場合には、基本給時間額に 100 分の 125（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 150）を乗じて得た額を支給する。
- 6 の 2 1 日の実労働の時間が 7 時間 45 分を超えて若しくは 1 週間の実労働の時間が 38 時間 45 分を超えて又は休日に勤務を命じられた場合において、1 日の実労働の時間のうち 7 時間 45 分を超えて勤務した時間、1 週間の実労働の時間のうち 38 時間 45 分を超えて勤務した時間及び休日に勤務した時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えた場合には、その 60 時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規程にかかわらず、勤務 1 時間につき、勤務 1 時間当たりの基本給時間額に 100 分の 150（その勤務が深夜において行われた場合は、100 分の 175）を乗じて得た額を支給する。
- 7 期末手当の期別支給割合は、6 月期にあつては 0.6875 月分、12 月期にあつては 0.7125 月分とする。
- 8 勤勉手当の期別支給割合は、6 月期にあつては 0.4875 月分、12 月期にあつては 0.5125 月分とする。
- 9 広域異動手当及び単身赴任手当については、給与規程に準じて支給する。

(退職手当)

第 13 条 再雇用職員には、退職手当を支給しない。

(懲戒)

第 14 条 再雇用職員について、定年退職となった日までの引き続く職員としての在職期間中の行為が、就業規則第 39 条の懲戒の事由に該当したときは、懲戒に処することができる。

(就業規則の準用)

第 15 条 再雇用職員のうちフルタイム職員には、この規則の定めるもののほか、就業規則（第 3 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条、第 11 条、第 12 条、第 14 条第 1 項第 4 号、第 17 条及び第 47 条を除く。）を準用する。

2 再雇用職員のうち短時間勤務職員には、この規則の定めるもののほか、独立行政法人国立文化財機

構有期雇用職員就業規則（第 2 条，第 3 条，第 4 条，第 6 条，第 7 条及び第 26 条から第 37 条を除く）を準用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は，平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 8 条の規定にかかわらず，生年月日が次表に定めるもののいずれかに該当する者は，次表の上限年齢に達する日以後における最初の 3 月 31 日以前でなければならない。

生 年 月 日	上限年齢
昭和 18 年 4 月 2 日～昭和 20 年 4 月 1 日	満 62 歳
昭和 20 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	満 63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	満 64 歳

附 則

この規則は，平成 19 年 6 月 18 日に改正，同日から施行し，平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は，平成 21 年 3 月 27 日に改正し，平成 21 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は，平成 21 年 5 月 29 日に改正し，平成 21 年 6 月 1 日から施行する。

（平成 21 年 6 月期における期末手当の支給割合に関する特例）

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末手当に関する第 12 条第 7 項の適用については，同項中「0.7 5 月分」とあるのは「0.7 月分」とする。

（平成 21 年 6 月期における勤勉手当の支給割合に関する特例）

- 3 平成 21 年 6 月に支給する勤勉手当に関する第 12 条第 8 項の適用については，同項中「0.3 5 月分」とあるのは「0.3 月分」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は，平成 21 年 12 月 1 日に改正，同日から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末手当の額は，本規程第 12 条第 7 項の規定にかかわらず，当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合

において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 21 年 4 月 1 日において再雇用職員が受けるべき基本給及び地域手当の月額合計に 100 分の 0.24 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 21 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.24 を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成 22 年 1 月 22 日に改正し、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 6 月 11 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 12 月 24 日に改正、同日から施行し、平成 22 年 12 月 1 日から適用する。

(平成 22 年 12 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 22 年 12 月に支給する期末手当の額は、本規程第 12 条第 7 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 22 年 4 月 1 日において再雇用職員が受けるべき基本給及び地域手当の月額合計に 100 分の 0.28 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 22 年 6 月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に 100 分の 0.28 を乗じて得た額

附 則

この規則は、平成 23 年 3 月 4 日に改正し、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 23 日に改正、同日から施行し、平成 24 年 3 月 1 日から適用する。

(平成 24 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成 24 年 6 月に支給する期末手当の額は、本規程第 12 条第 7 項の規定にかかわらず、当該規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次の各号に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合に

において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成 23 年 4 月 1 日において再雇用職員が受けるべき基本給及び地域手当の月額合計に 100 分の 0.37 を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年 4 月 1 日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、基本給を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成 23 年 6 月及び平成 23 年 12 月に支給された期末手当及び勤勉手当のそれぞれの合計額に 100 分の 0.37 を乗じて得た額

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 24 年 3 月 23 日に改正し、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(特例期間)

- 2 施行の日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、（以下「特例期間」という。）においては、第 12 条に掲げる再雇用職員の基本給月額の支給に当たっては、基本給月額から、基本給月額に、当該再雇用職員に適用される基本給表及び職務の級に応じそれぞれ定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 3 特例期間においては、支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減額する。
 - (1) 地域手当 当該再雇用職員の基本給月額に対する地域手当の月額に当該再雇用職員の支給減額率を乗じて得た額
 - (2) 期末手当（フルタイム職員のみ） 当該再雇用職員が受けるべき期末手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (3) 勤勉手当（フルタイム職員のみ） 当該再雇用職員が受けるべき勤勉手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額
 - (4) 超過勤務手当 当該再雇用職員のうち、第 9 条第 1 項第 1 号に定めるフルタイム職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、第 12 条第 4 項の規定にかかわらず、給与規程により算出した額（第 9 条第 1 項第 2 号に定める短時間勤務職員の勤務 1 時間当たりの給与額は、第 12 条第 6 項、第 12 条第 6 項の 2 の規定にかかわらず、同項の規定により算出した額）に、当該再雇用職員の支給減額率を乗じて得た額に相当する額を減じた額とする。
- 4 この規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成 25 年 3 月 22 日に改正し、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 11 月 28 日に改正し、平成 26 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 27 年 3 月 20 日に改正し、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(基本給の切替えに伴う経過措置)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の基本給表の適用を受ける職員で、その者の受ける基本給が同日において受けていた基本給に達しないこととなるものには、平成 30 年 3 月 31 日までの間、同日において受けていた基本給を支給する。

附 則

この規則は、平成 28 年 2 月 10 日に改正、同日から施行し、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 28 年 3 月 25 日に改正し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 12 月 2 日に改正、同日から施行し、平成 28 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 30 年 1 月 19 日に改正、同日から施行し、平成 29 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 30 年 3 月 23 日に改正し、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(適用者)

- 2 平成 29 年 3 月 31 日付けにて独立行政法人国立文化財機構を定年退職し、引き続き平成 29 年 4 月 1 日付けにて独立行政法人国立文化財機構任期付職員の就業に関する規則が適用される職員に採用された者については、独立行政法人国立文化財機構再雇用職員の就業に関する規則により再雇用職員となることのできるものとする。

附 則

この規則は、平成 30 年 6 月 13 日に改正し、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 12 月 6 日に改正、同日から施行し、平成 30 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 31 年 2 月 1 日に改正し、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 12 月 6 日に改正し、同日から施行し、令和元年 12 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和 4 年 6 月 22 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 6 月 1 日から適用する。

(令和 4 年 6 月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和 4 年 6 月に支給する期末手当の額は、第 12 条第 7 項の規定にかかわらず、当該規程により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」（1 円未満の端数が生じた場合は、こ

れを切り捨てた額) という。) から令和 3 年 12 月に支給された期末手当の額に、 72.5 分の 10 を乗じて得た額 (以下この項において「調整額」(1 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) という。) を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となる場合は、期末手当は支給しない。

(1) 特例措置の対象となる再雇用職員は、令和 3 年 12 月に期末手当を支給された再雇用職員であって、令和 4 年 6 月に期末手当を支給される再雇用職員とする。令和 3 年 12 月に職員として期末手当を支給された後に退職し、その後、再雇用され、令和 4 年 6 月に期末手当を支給される再雇用職員も特例措置の対象とする。

附 則

この規則は、令和 4 年 12 月 8 日に改正、同日から施行し、令和 4 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 5 年 12 月 7 日に改正、同日から施行し、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、令和 5 年 12 月 18 日に改正し、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 第 9 条第 1 項第 1 号の規定によるフルタイム職員の雇用は、令和 14 年 3 月 31 日をもって廃止する。

附 則

この規則は、令和 6 年 12 月 5 日に改正、同日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 17 日に改正、同日から施行し、令和 6 年 12 月 1 日から適用する。